



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024年3月30日 No.755

ベースアップに格差はいらない！

《東日本ユニオンの主張》

- ◆すでに職制に応じた定期昇給で差が付いており、職責を含めたベースアップは認められない。
- ◆職責を用いたベースアップでは二重の格差が生じる。
- ◆職制に関係なく職責の重さを背負って社員は努力し、奮闘している。
- ◆物価高騰の影響や生産性向上を図るための社員の努力は一律であり、全ての社員が同じ状況である。
- ◆ベースアップで格差が生じることにより、社員間の壁や感情にもつながり、職場でのチームワークが崩れてしまう要因となってしまう。

経営側が回答した令和6年度新賃金は

「基本給に対し所定昇給額と同一の額及び4,000円を加える」

職制	(定期昇給額)	(所定昇給額と同一の額+4,000円)
係職1等級	「4,000円」	4,000円+4,000円 = 8,000円
係職2等級	「5,000円」	5,000円+4,000円 = 9,000円
指導職1・2等級	「5,500円」	5,500円+4,000円 = 9,500円
主任職1・2等級	「5,900円」	5,900円+4,000円 = 9,900円
主務職	「6,000円」	6,000円+4,000円 = 10,000円
主幹職B	「6,300円」	6,300円+4,000円 = 10,300円
技術専任職	「6,300円」	6,300円+4,000円 = 10,300円
主幹職A	「6,600円」	6,600円+4,000円 = 10,600円

2,600円の
格差が発生



係職1等級と主幹職Aでは「2,600円」の差が生じている！

東日本ユニオンは「一律」での回答にこだわっていきます！